

— みんなの力でおいしいマグロをいつまでも —

発行・一般社団法人 責任あるまぐろ漁業推進機構

目次

1・2面…巻頭インタビュー
2面…IATTC
3面…WCPFC北小委、ICCAT・SCRS勧告
4面…キャンペーン、シーフードショー出展

CITESって何？

(一社)自然資源保全協会 宮本俊和事務局長

ワシントン条約(CITES)の第18回締約国会議が来年5月、スリランカで開かれます。絶滅の恐れのある動植物の保護を国際取引の規制を通じて実現するための条約で、アフリカゾウやジャイアントパンダが規制の対象になっています。マグロ漁業に関わる所では、2010年の大西洋クロマグロの提案否決が大きな注目を集めました。近年はサメ類の附属書掲載の件数が増加しています。持続的な利用推進の立場でこれまでのCITES会合に参加してきている、(一般社団法人)自然資源保全協会(GGT)の宮本俊和事務局長に話を聞きました。
(インタビュー・戸潤史帆里)

——ワシントン条約とは、どのような条約ですか。

宮本 絶滅の恐れのある野生動植物の国際取引に関する条約で、国際取引を規制することで、動植物の資源を保護しようという趣旨でつくられています。現在、183カ国・地域が加盟しています。

——具体的にどのような規制ですか。

宮本 規制の対象となる動植物は、附属書と呼ばれるリストに掲載され、附属書はⅠ・Ⅱ・Ⅲの3つに分かれています。附属書Ⅰには「絶滅の恐れのある種で取引による影響を受けている、または受ける恐れのある種」が掲載され、学術目的の取引はできますが、商業目的の国際取引は原則的にできません。現在、アフリカゾウやジャイアントパンダ、ゴリラ、オランウータン、シロナガスクジラ、ウミガメなどが掲載されています。

附属書Ⅱには「現在は必ずしも絶

滅の恐れはないが、取引を規制しなければ絶滅の恐れがある種」が掲載され、商業目的の取引はできますが、輸出国の政府が発行する輸出許可書が必要になります。クマやライオン、サボテン、サンゴなどが掲載されています。

附属書Ⅲは、締約国が自国内の資源を守るために掲載すると通告して掲載することが可能です。附属書ⅠとⅡについては、締約国会議が2、3年に1回開かれ、審議をして3分の2の多数で掲載を決定します。

——これまでに水産種の掲載提案はどれくらいありましたか。

宮本 1973年に条約ができた当時は、陸上動物や植物を守る目的で、一般的に漁業で獲る魚介類は対象にしていなかったと思います。しかし、2000年にジンベイザメやウバザメの提案(否決)が出た頃から、水産種の掲載提案が増え始めました。2002年にはジンベイザメとウバザメ、タツノオトシゴが附属書Ⅱに掲載され、2007年にはヨーロッパウナギが



附属書Ⅱに掲載されました。2010年には否決されたものの、大西洋クロマグロが附属書Ⅰに提案されました。

——大西洋クロマグロの掲載提案は注目を集めました。

宮本 大変な出来事でした。資源が減少していて絶滅するかもしれないと、モナコが附属書Ⅰへの掲載を提案しました。大西洋クロマグロは、地域漁業管理機関(RFMO)の一つである大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)で管理しており、クロマグロはRFMOで管理すべきという日本政府の主張に説得力があり、何とか否決されました。大西洋クロマグロは関係国が多いため、非常に関心が高かったです。その後、
(2面につづく)

(1面からつづく)

I C C A Tで厳格な管理が進み、資源が回復して増枠が実現しています。C I T E Sで管理しなくても、R F M Oで資源管理は十分できるとことが示されています。

——近年はサメ類の提案が増えています。

宮本 500種類ほどいるサメ類が次から次へ、小刻みに毎回提案されている状況です。サメ類の中にはマグロ漁業の混獲で獲れるものもありますが、特に「ヒレ切り」をして、ヒレだけを高級食材のフカヒレとして使い、胴体を捨てていると非難の対象になっています。外国からみると、残酷で無駄な使い方に見えるので、票が集まるのです。前回もオナガザメやクロトガリザメの提案がありましたが、共同提案国だけで50か国に及び、投票では100か国以上が賛成した一方、反対は30か国前後でした。サメ類の掲載提案に賛成する国の割合が年々高くなっています。

——ほかに近年のC I T E Sの傾向は。

宮本 魚を食べて利用する人ではなく、保護だけしようという人の熱心な活動で掲載される傾向が強くなっています。沿岸で魚介類を利用している人や途上国の人の利用を一切考えずに、掲載すること自体を目的にしているのが、非常に懸念しています。C I T E Sの加盟国は200近くありますが、外国からの出席者は環境省や自然公園の関係者など漁業を良く知らない人が多く、保護だけをすればよいという考えで、魚の資源状態も分からないまま投票しているケースが多くなっています。

——もう少し詳しく教えてください。

宮本 魚はサメやマグロを含めて、目で見れば資源がどれくらいあるか数えられないので、専門の科学的な資源管理が必要です。科学的知見を持っているのは、C I T E Sではなく、R F M Oや国連食糧農業機関（F A O）であり、C I T E Sだけで管理するという事は不十分で不適切です。水産種については、C I T E S事務局とF A Oの間で、F A Oの科学的知見を生かしてコメントをもらったり評価をもらうという覚書が交わされ、F A Oが科学者を集めた専門家パネルで、提案が妥当かどうかを評価しています。しかし、現状はF A Oの専門家パネルが「掲載の基準を満たしていない」と報告してもC I T E Sの場で締約国が掲載賛成の投票行動を変えることは殆どなく、専門家パネルの意見に聞く耳を持たない状況です。F A Oの専門家パネルの見解をもっと真剣に取り上げてもらい、各国の投票に反映されるように普及・広報していくことが必要です。

——次回の会合で、マグロ漁業に関わる掲載提案はありそうですか。

宮本 マグロの提案はなさそうですが、メキシコがアオザメを附属書Ⅱに掲載する提案を出す予定です。ヨシキリザメの提案が出るとの噂も絶えません。アオザメもヨシキリザメも、マグロはえ縄漁業で混獲している、特に気仙沼で漁獲・利用しているのが、非常に懸念しています。混獲であっても、貴重なタンパク源ですし、日本はサメの肉も骨もすべて有効に利用しています。また、サ

メ類はR F M Oで管理措置が決められており、マグロ漁業はそれを守りながら操業しています。

——マグロ漁業者の方々に伝えたいことはありますか。

宮本 サメ類が次から次へと提案される状況で、マグロはえ縄漁業にとって難しい時代になりかねないと思います。科学者と協力して混獲対策に取り組んでいただきながら、マグロ漁業を続けてもらいたいと思います。R F M Oの管理措置をしっかりと守り、C I T E Sの提案が出ないように取り組み続けることが大切だと思います。

——改めて資源の保護と利用について、宮本さんはどのような思いをお持ちでしょうか。

宮本 生活のために食糧資源として利用する人もいるので、絶滅しないように持続可能な形で資源を利用することが大事です。保護だけに偏ってしまうと、一部ではゾウが増えて畑や家屋を荒らしたり、人の命に危険を及ぼす恐れが出ています。資源を守りながら持続可能な範囲で利用し、利用で得られた収入を使って資源を守らなくてははいけません。バランスを崩すことなく、上手に守る。生態系全体を利用することが大切です。

——最後にOPRTに期待することは。

宮本 マグロ資源を守りながら、おいしいマグロをたくさん供給してほしいです。また、若い人がもっと漁業に積極的に入ってこられるように、マグロ漁業を振興してほしいと思います。

IATTC**FAD回数制限、合意せず
メバチ管理措置**

全米熱帯まぐろ類委員会（I A T T C）第93回会合が8月24～30日の間、米国・サンディエゴで開かれた。メバチ・キハダの管理措置について、まき網漁船の集魚装置（F A D）を使用した操業回数の制限などを議論したが、まき網国であるエクアドルとエルサルバドルの反対で合意に至らず、継続協議となった。

I A T T C海域では、昨年資源評価でメバチがグリーンゾーン（乱獲状態でも過剰漁獲でもない）、キハダがレッドゾーン（乱獲状態かつ過剰漁獲）とされたが、日本のはえ縄船は西経漁場でメバチの不漁が続いており、資源評価と現場感覚にずれが生じていた。

そこで今年、データ解析方法の変更とモデル修正で再評価が試みられ、メバチがイエローゾーン（乱獲状態ではないが過剰漁獲）、キハダも同様のイエローゾーンと昨年とは異なる結果が示された。

なお、昨年9月に中西部太平洋ま

ぐろ類委員会（W C P F C）との合同作業部会で合意された、太平洋クロマグロの増枠の検討が可能となる漁獲制御ルールは採択された。

また、2020年1月1日以降、100総トン未満、船長12m以上の漁船（レクリエーション船は除外）で、公海上で操業する許可を有するものについて、I M O番号を取得し、I A T T Cの許可船リストに掲載されることとされた（現在は、100総トン以上（レクリエーション船は除外）のもののみ対象）。

WCPFC北小委員会

クロマグロ増枠は「時期尚早」
再検討、来年以降に

9月4日から福岡市で開かれていた、太平洋北部水域のマグロ類資源の保存・管理を話し合う中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)北小委員会は7日、閉幕した。会期中に開催された全米熱帯まぐろ類委員会(IATTC)との合同作業部会では、日本が提案した太平洋クロマグロの「増枠」が議論されたが、米国、欧州連合(EU)、クック諸島に加え、IATTC水域(東部太平洋)

の漁業国であるメキシコも「時期尚早」と反対し、来年からの増枠の実現はならなかった。

日本は、今年の会議で採択された「漁獲制御ルール(HCR=Harvest Control Rule)」の下、増枠を提案した。新たな資源評価による回復確率が75%を大きく上回る98%となり、条件を満たしたため、厳しい管理に迫られている日本の漁業者からは増枠への期待が高まっていた。

しかし、本来、資源変動に応じて管理措置が自動的に改訂できるHCRの仕組みも、増枠についてはあくまで「検討可能」と表現されていただけに、ルールを決めた1年後での

増枠提案に多くの国が「時期尚早」と判断した。

日本は増枠提案の反対意見に対し、「今年のHCR策定の意味がない」と重ねて強く反論したが、「資源量自体が初期資源の2.6%から3.3%に上昇しただけ。まだ乱獲状態」「1年の資源評価だけで判断すべきではない」と反対国の強固な姿勢は変わらなかった。

最終的に日本案に対しては、韓国、台湾の賛成だけにとどまり、合意に向けた全会一致(コンセンサス)でできる環境を構築できずに終了し、増枠は来年以降に持ち越されることになった。

ICFA

「FAOの積極的な参画を」
科学的根拠ない動きにNO

世界の主要な漁業国の水産団体が会員となっている国際水産団体連合(ICFA)の年次総会と、国連食糧農業機関(FAO)とICFAの意見交換会が9月13日と14日の両日、イタリア・ローマで開催された。出席した大日本水産会の白須敏朗会長は9月20日に記者会見し、「より厳しい漁業管理を求める環境保護団体の動きが加速する中、科学的根拠に基づかない不合理な決定がなされないよう、漁業に関する専門的知識を有するFAOの積極的な参画を強く要請した」と語った。

マグロの資源管理については、本年7月FAOが主要カツオマグロ7魚

種の資源のうち、43%が乱獲状態であると報告している。責任あるまぐろ漁業推進機構(OPRT)の長嶋大四郎専務は「マグロ資源は全体的によくはない。かなりの過剰漁獲能力が存在していることはFAOも指摘している。多くの国にとって、カツオマグロ漁業は重要であり、FAOの見解を真摯に受けとめて必要な措置を実施するよう要請した」と報告した。

サメの利用については、2016年のワシントン条約(CITES)締約国会議で、クロトガリザメやオナガザメ類の附属書掲載案に対し、FAO専門家パネルの否定的見解にもかかわらず、100か国以上の賛成で附属書IIへの掲載が採択された。

日本はこうした状況を改善するため、来年5月の締約国会議に向け、ICFAメンバーそれぞれが政府当

局に働き掛けるよう要請。CITES附属書への掲載が種の保存に貢献しているのか否かを含む影響をFAOでレビューすることも要請した。

サメを一切漁獲してはならないという動きが出ていることに対しても、日本は「原則として持続可能な利用の対象とされるべき。捕獲したサメは、ヒレのみならず、全体的利用を図るべき」と主張。スペインも同様の立場を示した。



ICCAT科学小委員会

大西洋メバチ資源更に悪化

10月1日～5日の間、スペイン・マドリードで開催されたICCAT(大西洋マグロ類保存国際委員会)SCRS(科学小委員会)総会において、3年ぶりに全面的なメバチ資源の資源評価が実施され、関連する管理上の勧告とともに公表した。

報告書では、「大西洋メバチ資源は、2017年において乱獲状態にあり過剰漁獲に陥っている。2016年及び2017年の漁獲量約78,000トンは、65,000トンのTACを20%超過しており、この漁獲水準が継続するならば、2033年(今後メバチの2世代分の時間が経過)までに、乱獲でもなく過剰

漁獲でもない状況を達成する確率は、約1%にまで低下すると推定される」としている。

ICCATに対する勧告としては、「過剰漁獲状態を終わらせ、資源の回復を可能とするため、緊急に漁獲量を適切に引き下げることを確保すべきである」とし、「このTACは、漁獲量が一定以下のメンバー国に対しては適用外となっており、総漁獲量がTACを超過し得る(構造である)こと」を指摘し、「必要とされる漁獲死亡の削減は現行の及び旧来のFAD操業に対する期間海域禁漁区の設定及び/又は漁法別配分の変更のみでは、達成され得ない」と注意喚起している。

「FAD操業等による小型魚の漁獲の増大は、メバチ漁業の生産性に

対して、悪影響を及ぼしており、委員会として、長期間の持続可能な生産量を引き上げたいとするならば、SCRSとして、メバチ小型魚の漁獲死亡を引き下げる効果的な措置をとるよう」継続して勧告している。

大西洋メバチについて、2015年SCRSにより資源状況が「緑」から「赤」とされたのを受け、ICCATは同年の年次会合で、TACを、それまでの85千トンから、2016～18年について、65千トンに引き下げる等の措置を決定した。今回、SCRSから更なる措置の強化が求められている状況。

今年のICCAT年次会合は、11月12日～19日の間、クロアチア・ドブロヴニクで開催される。

10月10日はまぐろの日

天然刺身マグロキャンペーン OPRT、全水商連

責任あるまぐろ漁業推進機構（OPRT）と全水商連は今年も協力し、10月10日の「まぐろの日」に合わせ、10月1日～10日の期間「天然・刺身マグロキャンペーン」を展開した。

2004年から始まり、地元の魚屋の対面説明でマグロ資源・マグロ漁業の大切さを伝える地域密着型キャンペーンも、今回で15回目となる。全

魚屋で天然のよさを発信

参加店の魚義商店（東京・北小岩）は70年以上続く老舗。約20種類ある刺身のうち、マグロは最も人気が高く、天然の冷凍ミナミマグロにこだわって大トロや中トロ、赤身、トロぶつを販売している。

店主の渡邊一夫社長（東京魚商理事長）は「天然のミナミマグロは味が濃く、歯応えが違う。最近は大トロより、中トロや赤身を好む人が多い。ミナミマグロの味を気軽に知ってもらうため、1人前のトロ入りのぶつを500円で安く販売している」とこだわりを語る。

こみや鮮魚店（東京・中野）は電話注文が主流で、インターネットを

水商連傘下の全国の鮮魚小売店214店（去年は229店）で、「10月10日はまぐろの日」の全国的な浸透を目指すとともに、天然冷凍マグロのおいしさを伝える。今年「世界のマグロ料理にも挑戦しよう！」を標語に掲げ、世界の国々で楽しまれているさまざまなマグロ料理を紹介した。

OPRTの長嶋大四郎専務は、キャンペーン開始に先立って、「今年世界の違いテイストの料理を紹介し、より多彩な食べ方で天然冷凍刺身マグロのおいしさをPRしたい。新たにお客さんの目を引くのぼりも

見て遠方から来る客も増えている。マグロは最も売れ筋で、天然ミナミマグロや冷凍クロマグロを販売している。小宮高之店主（東京魚商副理事長）は「キャンペーンがあると、面白味が出る。パンフレットも、若い人にマグロ漁業を知ってもらうためによいと思う。マグロプレゼントは、応募のために再度来店も期待できる。」と盛り上がり期待している。

魚辰（東京・尾山台）も売上で最も多いのはマグロで、刺身以外にマグロ串焼きやカマ焼きも人気がある。「まぐろの日」に合わせて生鮮メバチを販売し、2代目の大武勇氏は「いつもよりワンランク上のマグロを手頃な価格で売っている。キャンペーンは、おいしいマグロが当た

配布するので、ぜひ魚屋さんに立ち寄っていただきたい」と語った。

全水商連の中野健一専務も「このキャンペーンは重要な魚食普及事業。魚の価格が高くなり、消費者の財布の紐が固い。食欲の秋に、マグロだけでなく魚全体の販売が活気づくように期待したい」と話した。

キャンペーンでは、ポスター800枚、パンフレット2万5千部を配布し、今年8年ぶりにのぼりを参加店に配布した。天然冷凍メバチのサク（約700g）が200人に当たるプレゼント企画も継続実施した。

ると喜んでもらっている」と毎年恒例のイベントに力を入れている。

池田屋（東京・三軒茶屋）では7日、毎週日曜日恒例のマグロ解体ショーを実施した。20人以上の客が足を止める中、石川宏社長の「築地最後のマグロ！」「切りたてはおいしいよ！」の掛け声とともに、移転直前の築地市場で仕入れたメバチ約50kgを解体。350～500gに切り分けられたブロックが次々に売れた。

石川社長は「キャンペーンは『マグロが当たる』と毎年楽しみにしているお客さんがいる。昨日だけで50枚のチラシを配った。うちは10月10日だけじゃなくて、毎週日曜日がマグロの日。これからもマグロのおいしさを伝えていきたい」と話していた。



魚義商店



こみや鮮魚店



魚辰



池田屋

シーフードショー

はえ縄船の資源管理や 天然冷凍マグロをPR

責任あるまぐろ漁業推進機構（OPRT）は、8月22日～24日開催されたジャパン・インターナショナル・シーフードショー（東京ビッグサイト）に出展し、大型マグロはえ縄

船による資源管理の取り組みや、天然冷凍刺身マグロのおいしさをPRした。

マグロ資源を守るため、漁船隻数を抑制し、国際的なルールを遵守していることをパネルで紹介。天然冷凍刺身マグロがおいしい理由を説明したパンフレットも配布した。

長嶋大四郎専務は「3回目の出展となったが、資源にやさしい天然冷

凍刺身マグロのよさを伝えた。質問して下さる方もいて、手応えがあった」と話していた。



編集後記

来年5月開催予定のCITES締約国会議に向けた附属書掲載提案等の提出期限が本年12月24日とされています。水産種に関して付属書掲載による保護を図る必要性についてはFAOの専門家パネル会合で議論し助言を提供しますが、近年CITESの決定に際して無視されるという理不尽な状況が続き、是正が必要です。ICFAの会合でも、日本から各国にこのための行動をとるよう呼びかけました。（長嶋）